

地方分権改革の推進体制について

平成 25 年 10 月

地方分権改革の推進体制

【内閣としての政策検討】

地方分権改革推進本部 (閣議決定で内閣に設置)

本部長：内閣総理大臣(本部長)

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣
(地方分権改革)

本部長：その他全閣僚

【有識者による調査審議】

地方分権改革有識者会議 (地方分権改革担当大臣の下で開催)

座長：神野直彦

座長代理：小早川光郎

構成員：柏木 斉

東京大学名誉教授 (財政学)

成蹊大学法科大学院教授 (行政法)

(株)リクルートホールディングス

取締役相談役 (経済同友会地方分権・道

州制委員会委員長)

早稲田大学創造理工学部長 (都市計画)

松前町長 (愛媛県)

西南学院大学教授 (行政法)

東京工業大学准教授 (政治学)

佐賀県知事

富山市長

後藤春彦

白石勝也

勢一智子

谷口尚子

古川 康

森 雅志

専門部会(地方分権改革有識者会議の下で開催)

具体的かつ重要なテーマごとに、有識者会議議員及び各分野の専門家による部会を開催し、国・地方その他関係者からのヒアリングを通じ、客観的な評価・検討に資する議論を行う

※これまでに開催した専門部会

雇用対策部会(小早川部会長)

地域交通部会(後藤部会長)

※今後も必要に応じ、専門部会の開催を検討

地方分権改革推進本部の設置について

平成 25 年 3 月 8 日

閣 議 決 定

1. 地方分権改革の推進に関する施策の総合的な策定及び実施を進めるため、内閣に地方分権改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

2. 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）
本部員	他の全ての国務大臣

3. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4. 平成 21 年 11 月 17 日の閣議決定により設置された地域主権戦略会議は、これを廃止する。

5. 前各項に掲げるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

地方分権改革有識者会議の開催について

平成 25 年 4 月 5 日

内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定

1. 趣 旨

地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する施策についての調査及び審議に資するため、「地方分権改革有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構 成

- (1) 会議は有識者（地方分権改革に関する学識者及び実務経験者をいう。）により構成し、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）が開催する。
- (2) 会議の座長は、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）が指名する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (5) 会議の配布資料及び議事概要については、原則として、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。

3. 庶 務

会議の庶務は、地方分権改革推進室において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

地方分権改革有識者会議 名簿

かしわき ひとし
柏木 齊 株式会社リクルートホールディングス取締役相談役

ごとう はるひこ
後藤 春彦 早稲田大学創造理工学部長

こばやかかわみつお
○小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授

しらいし かつや
白石 勝也 松前町長

じんの なおひこ
◎神野 直彦 東京大学名誉教授

せいいち ともこ
勢一 智子 西南学院大学教授

たにぐち なおこ
谷口 尚子 東京工業大学准教授

ふるかわ やすし
古川 康 佐賀県知事

もり まさし
森 雅志 富山市長

(◎は座長、○は座長代理)

専門部会の開催について

〔平成 25 年 5 月 15 日
地方分権改革有識者会議座長決定〕

1. 趣 旨

「地方分権改革有識者会議の開催について」（平成 25 年 4 月 5 日 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定）に基づき、地方分権改革の推進に関する施策のうち特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、必要に応じ、専門部会を開催することができるものとする。

2. 開 催

専門部会の開催については、有識者会議で決定する。

3. 構 成

専門部会の長（以下「部会長」という。）及び構成員は、有識者会議の座長が指名する。

4. 運 営

専門部会の運営については、以下のとおりとする。

- (1) 部会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (2) 専門部会終了後、部会長が報道関係者に対してブリーフィングを行う。
- (3) 専門部会の配布資料及び議事概要については、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。
- (4) 専門部会での検討状況については、有識者会議に報告する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。